

1. 件名：東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所1～4号炉の廃止措置計画認可申請及び保安規定変更認可申請に関するヒアリング
2. 日時：令和3年3月10日（水） 10時00分～10時40分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※1・・・TV会議システムによる出席）
原子力規制庁
原子力規制部
審査グループ実用炉審査部門
藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐※1、御器谷管理官補佐※1

東京電力ホールディングス株式会社 廃止措置部 廃止措置準備室長他10名※1

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※2 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

- ・資料1-1 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について（審査会合における指摘事項の回答）
- ・資料1-2 福島第二原子力発電所 事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。
0:00:02	はい。これから福島第二のヒアリング始めたいと思いますので、東京電力さん、まず資料の確認からお願いできますでしょうか。
0:00:11	はい冬季の
0:00:14	それにお伝えする。よろしくお願いいたします。資料は二つあります資料 1-1 を見てみたい意見についても前回一連から当月の続きなんですけれど、保安規定のうちフォールアウトNR
0:00:32	のへの影響の確認プロセス飛ばすとそのあたりについての説明になります。次の説明を始めます。
0:00:41	はい、東京電力の上野です。よろしくお願いいたします。それでは経営と前回の 3 月 3 日のヒアリングを踏まえた試料終点について説明いたします資料 1-1-2 ページをご覧ください。スライドの番号で、
0:00:59	右上のスライド番号でについて 1 のフローが書いてあるページになります。
0:01:06	ていうグレーのひし形が縦に三つ並んでいるところで一番上のひし形で変更点について説明します。
0:01:18	縦に三つ並んでるところで詰めて一番上のひし形でいい議論検出限界曲線の検出限界値未満かで、今回、この理論検出限界曲線のていう言葉を追記しております。
0:01:36	いう、これは下の絵で後ろのひし形、佳代子同じ測定ということになります。
0:01:45	続いて 2 番目のブルーのひし形プラント運転によるものかは前回は恒設訂正資料 134137 によるものかというでしたってという意味はおま事例で表現の違いになりますが、
0:02:04	ご指摘を踏まえてこちらの表現としております。
0:02:08	また右側イエスに行く場合はPプラント群といういろいろ整理と記載しております。
0:02:17	さらに注射個目のみですね、これ追記をして今思いまでには注釈の文章レベルです。
0:02:27	Kawase分析によりの後、
0:02:31	硬貨末乾固セシウム 134、セシウム 13 孔による汚染化、プラント運転による汚染化を
0:02:41	追記しております。
0:02:45	続きましてええと左側グレーの四角です。
0:02:51	有効かつにより汚染したものをかつNRと判断されていないものとして、管理区域内で適切に管理 0 いうかついろいろあると判断されていないもの。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:04	追記しています。
0:03:06	この段階では降下物の線が年間 10mSvを超えていますが、またいろいろあるとしての判断を行われていないので、弓書かしています。
0:03:20	ここにつきましては、保安規定の条文も修正しています。これは後で説明いたします。
0:03:28	いうまた個目の 3-1 ですね、これを四角の中に入れ込む形としております。
0:03:37	続きましてええと白のひし形の二つのエラーとして判断するかと、理論規律限界曲線の検出限界値未満か、これがNoの場合の余裕という一番下のところになります。
0:03:52	この機会を放射性廃棄物としての管理。
0:03:57	いる※用をつけるという形に修正して今
0:04:01	※4 の記載ではっていうNRダムの再申請が読めるように記載を修正しております。
0:04:11	汚染された資材等について、汚染部位の特定分離を行った場合には、
0:04:17	残った汚染されていない部位はNRI判断の最終注水が可能としています。
0:04:25	いうふうな修正は以上になります。
0:04:28	続きまして見方はスライドナンバーで 3 ページ。
0:04:33	ご覧ください。
0:04:35	保安規定の条文の修正についてです。
0:04:39	一つ目の黒四角のところになります。
0:04:43	管理区域内の設備機器等であって、降下物の影響が年間 10mSvを入れると評価された場合の対象物について保安規定上効果物により汚染されたものとしていたが、
0:05:00	ラド報告書に基づき貨物の影響評価を行った後にMMRの判断を行うことから、対象物の位置付けを放射物により汚染されたもの、かつ第 32 条に基づき放射性廃棄物でない廃棄物と判断されていないものも、
0:05:20	どうも明確化し、以下の通り、第 33 条第 3 項(1)の当該箇所を修正する。
0:05:30	という事で下の表の右側の補正後のところをご覧ください。
0:05:37	第 3 項の(1)赤字の下線部を追加しております。
0:05:42	いや、管理区域外の設備機器等は、降下バツにより汚染されたものをおかつ
0:05:49	第 32 条に基づき放射性廃棄物でないか時期物と判断されていないものとして、管理区域内で適切に管理する。
0:05:59	どうしています。
0:06:01	続きまして同じ 3 ページの絵と黒四角の二つ目になりますが、ちょっとまた別の話になりますけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:12	なお有効か別の分布調査については改めて実施するものではなく、過去に施設全体として効果別の
0:06:21	手引きをあると判断していることから、現行保安規定の考えを踏襲し、指定しないという個目の注釈下のほうにつけています。
0:06:35	東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に伴うオーナーとの利益の有無を判断する測定方法の検討ということで、
0:06:46	これにおけるフォローアップの影響が予想される場合で施設分類 I のうち、測定を行わず、施設全体として影響ありと判断に該当するものとしてサンプル測定を攻めにフォールアウトの影響がある施設として取り扱っている。
0:07:08	この記載はほぼ補足説明資料よりも記載済みとなっています。
0:07:14	続きまして 4 ページ。
0:07:17	ちょっと参考と書かれているスライドになります。硬貨物の分布調査の部門による硬貨バツの影響確認フローについてのスライドを入れています。
0:07:29	いえ、黒の四角のところになります。
0:07:33	各図の分布調査を行っている場合と、福島第二原子力発電所の場合とにおける岡末の影響確認フローは一括の通り、0 次の黒四角、
0:07:47	福島第二原子力発電所においては、過去に施設全体として効果物の影響があると判断しており、
0:07:55	／物の影響評価を漏れなく行うこととしている下のフローですけれども、結局左側は全くG層、
0:08:06	のイメージですが、他プラントビューア放火別のピット調査の測定を場所やケア等で行います。
0:08:14	そのあと検出限界値合意に機器
0:08:17	いや、
0:08:19	検出限界堤防への対象物について年間 10mSv以下の評価を行います。
0:08:27	いや、右側が福島第二は場所やケアの測定ではすべて検出限界値合意として対象物すべてに対して、年間 20mSv以下化の評価を行います。
0:08:43	福島第二は別途調査なNDAその規定はなしで、NR隔離測定データ年間 10 mSv以下かの対象物に対する評価は、これはまたプラントと同じなんですけれども、
0:09:00	他プラントは、分布調査で対象物を絞り込んでいるのに対して、福島第二は対象物すべて年間 10mSv以下かを評価するということになります。
0:09:14	福島第二側のプラントに追加して何かやっているっていうことではなくて言うと単純に分布調査のピークはないということになります。
0:09:26	いうふうに

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:27	ただポイント、資料 1-1 の説明は以上でしてこの説明した内容を資料 1-2 の補足説明資料のほうに反映しております。
0:09:39	資料 1-2 をご覧ください。
0:09:43	13 ページ。
0:09:47	1 行目になります。
0:09:54	これちょっと
0:09:56	アパレル達成に引いてないのでちょっとわかりづらいと思いますが、
0:10:04	13 ページの 11 秒ですけれども、理論検出限界曲線の検出限界値以上の場合は、覚せい分析により、降下物。
0:10:16	過去先生も一番 4 メッシュの一番裏側による県下を貨物以外による汚染かを確認する。
0:10:25	どっか別以外による汚染が検出された場合には、NR判断は行わないとしても、
0:10:31	修復性ファイバーの表現は検出限界つい以上の場合、貨物確保接種も一番ようセシウム 1 からBによるものであることを確認するとしていましたのでちょっと追記をしております。
0:10:50	続きまして 17 ページ。
0:10:54	うん。
0:10:55	ご覧ください。
0:11:00	いや、保安規定の条文の引用のところになります。
0:11:06	いう 3 ポツの(1)の途中で
0:11:12	4 番の後次P統括
0:11:15	第 32 条に基づき放射性廃棄物でない廃棄物と判断されていないものを追記しています。
0:11:23	またそのウエノという福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定の後、米を出ていれてます。
0:11:34	個目は、17 ページの一番下のところなのでアップを見まして、
0:11:41	第 3 項(1)の記載については別紙 2 の通りとしています。
0:11:48	Vesselには一番最後のページ、24 ページになります。
0:11:56	いく先ほど資料 1-1 のパワーポイントの 3 ページの関連するところを 1 個の 24 ページで記載しているということになります。
0:12:09	最後に、18 ページにっとお戻りください。
0:12:17	18 ページ
0:12:19	の条 40 保安規定の条文の補正の反映となります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:25	一方、／ご高齢管理区域内の設備機器等のところで平衡か物により汚染されたものを生活第 32 条に基づき放射性廃棄物でない廃棄物と判断されていないものとして、識別表示で 1 本剤防止措置等を行い、
0:12:45	パブリック域内で適切に管理する。
0:12:48	してまして、このかつ第 32 条に基づき放射性廃棄物でない廃棄物という判断されていないものっていうところを追記しております。
0:13:01	資料の説明は以上になります。
0:13:09	はい。規制庁のミキヤですありがとうございました。
0:13:13	それじゃあ、規制庁側から、
0:13:18	何かございましたね。
0:13:23	ツカベですけれども、よろしいですかね。
0:13:26	はいどうぞ。はい。規制庁ツカベです。別添だけ確認したいんですけど、やっぱり今回追記いただいたそのかつ以降で、
0:13:37	ONRとして判断されていないものっていうのを追加したのは、こちらは
0:13:43	コメントを受けてということだと思んですが、
0:13:46	ちょっと趣旨をもう一度確認させていただいてよろしいでしょうか。
0:13:52	はい。
0:13:54	東京電力の上野です。趣旨といたしましては、
0:14:00	資料 1-1 の 2 ページのフローが載ってございますけれども、
0:14:07	このフローの絵とグレーの四角率の左側のグレーの四角の硬貨物により汚染したものの。
0:14:15	今、それに加えてもまだNRと判断されていないっていうところを明確化するという件意図で一方つい追記しております。
0:14:28	はい、以上になります。
0:14:32	はい、規制庁ツカベです。
0:14:35	結果、ちょっと気になったのが逆にそのMRとして判断された場合に、
0:14:41	広告物によってに汚染されたもの、かつNRと判断されたものという分類が
0:14:49	逆に存在してしまうことになるような気もするんですけど。
0:14:54	その辺りはどうなんですかね、そういう分類はないですかね。
0:15:00	降下物によって汚染されたNR判断物。
0:15:04	というカテゴリーは、
0:15:06	設けられるんですか。
0:15:13	はい、東京電力の上野です。そういう意味では、ほかはつりによって汚染したもので、NRと判断されるっていう
0:15:25	いうされたものっていうのはないと考えてます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:30	まず国家別の影響評価しまして、年間 10mSv以下であればプロで右側の白のリニューアルとして判断するかのほうに進みますので、
0:15:46	その効果は別の影響が年間 20mSvいつも言いい以下でそのあと通りNRとして判断して、放射性廃棄物でない廃棄物となればそういう流れ。
0:16:03	流れとなっております。以上です。
0:16:07	はい、きちよツカベです。はい。NRとしては、未了。
0:16:14	でも医療、
0:16:17	鮮新統で
0:16:18	がついていたとしてもNR廃棄物、NRとしても、
0:16:23	使えますという、それは多分ほかのプラントも含めてそういう整理で、
0:16:28	いいと思うんですが今回追記いただいたところが、
0:16:33	本当に生きるのかなというのが、
0:16:38	いう気がするんですけど。
0:16:40	ここに落ちてくるものは、
0:16:42	当然何の判断されてないっていうものはことは自明だと思うので、かつっていうのは全く同じものを指すてる気がするんですけど。
0:16:55	ちょっとこちらのコメントで、こちらから何か追加でコメントあればだと思うんですけど。
0:17:02	あんまり意味がない。
0:17:05	の言葉が追記されてるのかなと思うんですけど。
0:17:10	結構あつとうでしょうか。
0:17:20	はい、東電さんとして、
0:17:25	どうでしょうかね。その同じこと。
0:17:29	仮にここ効果物に汚染されたものとした場合とカツオつなげて資料をつけた場合と、
0:17:38	ていうのは全く同じものを指してる気がするんですけど。
0:17:42	それはそういう認識でよろしいですかね。
0:17:51	東京電力の上野でございます。
0:17:53	ツカベさんは、おっしゃる通りだと思いますので、前回のヒアリングの中ではちょっと不明確なのかなというふうはこちらでも考えまして、このかつ移行を入れて使われてもいいか付加したっていうところでもございましたけれども今の
0:18:13	話だと自明だっていうところで理解していただけるっていうところであれば
0:18:20	こちらはその通りだと思っているところもでございますので、
0:18:27	いや、なくてもいいのかなっていうふうには今考えておりますが、いかがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:35	はい、規制庁ツカベてっこの前のところはプラント依頼課事故以来化というものをちゃんと峻別
0:18:43	誰ってないんじゃないかという前提でお話をして、
0:18:47	それはちゃんとすいま目の
0:18:51	ひし形で、
0:18:52	開けますよという話をさせていて、ここを説明があったとあっていて、
0:18:58	経営
0:19:00	私が抜けてるんじゃないですかといったのは、その 2 番目の
0:19:05	ひし形のところで右側に行ってプラント依頼にもし汚染、
0:19:10	変わって、放射性廃棄物になるものの、
0:19:13	取り扱いが処分場読めないですよと。
0:19:17	いう御説明をさせていただいて特段最後のところの
0:19:21	定義出ます書き方がおかしいと私は言ったつもりはないんです。
0:19:34	はい。
0:19:36	というのがあったらこの時点であれば、またちょっとできるんでしていただければと思うんですが、もう 1、
0:19:44	県が
0:19:46	頂部がこれ本当に足りてますかという話で、
0:19:51	dと 4 ページ目のほうでは他の施設と違うんですよという話があって、
0:20:00	なおしを全部調査ほんとにしないんですかという話もさせていただいて、等価後続損益系だったということは私も全くし停止してなくて、事業者さんと同どう考えますかということで、
0:20:16	今回お示しにあった 2 ページ目のフローで、
0:20:20	やりますと、種の全量といいますか前すべてについて、最初に諮って、
0:20:28	やりますという手段をとりますということなのでそれは事業者さんの判断だと思うので、これ以上はないんですが、ただ一方、検出見解かどうかというのを、
0:20:41	他の女川であるとか、ちゃんと分譲規定していて、今回東電さんの
0:20:50	等においても対象で、それを図ることになっているので、
0:20:55	あとプラント運転によるものかというのも、
0:20:58	判断することになっているので、そこについての奇形よりは、
0:21:03	不要ですかという趣旨で、
0:21:05	お聞きしてたと思うんですけど、そこに対しての
0:21:09	国会等はどうなるんでしょうか。
0:21:15	東京電力の上野でございます。まず 1 点目の左側の四角のグレーのところです、守っかつNRと判断されていないものっていうところは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:32	当社としては済みだとPHITS考えているところではあるので。
0:21:39	確かにITAGを付け加える。
0:21:43	必要性っていうところは、内しないと考えてますので、ここはCAQ削除する。
0:21:50	ことで、要は元に戻すというところでちょっと考えて元に戻すということにさせていただきます。
0:21:59	2点目のですね、2点目のほうは資料1-1の添の2ページのスライドのところで見ますと、
0:22:10	1、
0:22:12	要は我々この理論検出限界曲線の検出限界値未満かというところありますが、その女川等のその他クランプももらって、これのさらに前に1Fって調査がありますんで、女川規定してるのはその前の
0:22:30	調査の検出限界値未満かどうかというのを保安規定に規定しております。
0:22:37	なので、我々が言ってこの理論検出限界曲線の検出限界値未満か、これは対象物に対して行うんですけれども、それが女川も同じように、またもう1回対象物に対して一応測定を行います。
0:22:55	での内容っていうのが以前もちょっと説明させていただいてますけれども、一つ細かい絵とさらい規定で定め固めるような、いうとちょっと細かい話も今ひし形分けて、
0:23:12	入っている状況でありまして、一言で言うとやっぱ年間10mSv。
0:23:18	判断するっていうネットワークの中になってます。
0:23:22	なので、女川とかは、本規定条文にも展開してなくて、年間10マイクロの評価の判断をするっていうところが条文になっているところで、
0:23:37	それは今の当社の書き方の同じというふうに考えてますので、
0:23:42	この当社の
0:23:45	議論検出限界曲線の経時的変化値未満等が追加になってるとかそういうことではないということになります。
0:23:54	逆にこれプラス女川はその前段で場所をPRに対して言う調査という形で見ると、検出限界値未満か〇の測定をやっているということになります。
0:24:10	以上でございます。
0:24:14	はい、規制庁ツカベです。
0:24:17	あと、女川教育一緒だという。
0:24:20	御説明だったと理解すれば、
0:24:24	県民ですかね、その女川はもう
0:24:26	ペーシ見解。
0:24:30	10マイクロはかるときに同じプロセスを

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:35	同じ情報が得られているはずで、それと同じことを
0:24:41	東電バスしようとしてるって理解でよろしいですか。
0:24:46	基本的枠組み、
0:24:48	ですその通りでございます。以上です。
0:24:53	はい、手であればですねちょっとフローが多分、この
0:24:58	何度も図るようになってしまっているのを、
0:25:01	で測定を
0:25:04	どこまで
0:25:07	1回の測定、
0:25:09	建築限界未満であることをプラント偉いかどうかということだと10マイクロ
0:25:16	もうちょっと下回るかを上回るかというところを判断するっていうのをちょっとわかるように、ちょっと書き方は遠い書くのがいいのかわからないですが、
0:25:25	もうちょっと口のところでわかるようにしていただけますか。
0:25:35	特許電力のウエノでございます。今グレーのひし形を三つ任されておりますけれども、年間10mSvは評価する上で、
0:25:48	今必要となる測定は一番上の受け取り論検出限界曲線の検出限界値未満がこの1回の測定になります。
0:25:58	今の2回目という二つ目のそのプラントの運転によるものかということはおくまで隔週を絵と特定しているために、別にやっている各種分析ですので、ここはあのっていうと、各種測定しているっていうこと。
0:26:17	だけであって年間10mSvのところの数値自体を使うというものではないということになりますので、私としてはこの書き方で、
0:26:34	細かく分けているかなというふうに考えております。
0:26:40	以上でございます。規制庁ツカベです。細かくかけてるのはその通りだと思うんですが、これがその会の
0:26:49	の測定ですべてそうやりますというのがわからないので、幌似書くのがいいのか、直説明資料で、
0:26:57	核のほうがいいのかちょっと測定という観点で整理していただいてわかるように知っておいていただければという趣旨のコメントです。
0:27:09	東京電力ウエノでございます。趣旨は拝承いたしましたことの補足説明資料等で来ていただきたいと思っております。
0:27:20	以上でございます。
0:27:24	はい、規制庁ツカベですってやっぱもう1点なんですけど、定検今回その条文長は、
0:27:32	既存の炉も先行炉もそうではあるんですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:37	汚染の結果について、
0:27:43	等廃棄物管理GMが各GMIに現地の
0:27:49	結果を通知するという事になって、
0:27:53	1 回の手続きで終わる形になってるんですが、
0:27:57	ただ一方、
0:28:00	除染なり何なりで、
0:28:03	各GMIにまた
0:28:05	行くフローが、
0:28:07	あと、例えばプラント入れるかどうかというところではじかれるようなフローがあるんですが、
0:28:13	援護全部その
0:28:15	通知するという。
0:28:17	その何度かやりとりするような
0:28:21	このようにもなってると思うんですけど。
0:28:24	この辺りのやりとりですね。
0:28:27	廃棄物管理GMとかGのやり取りが具体的にどう行われるかというのを、33 条の第 2 項ですかね。
0:28:37	なお、実際の運用をちょっと御説明いただけますでしょうか。
0:28:55	はい、東京電力の上野でございます。
0:29:01	そうですね。とこうか別の民間 10 マイクロシーベルト以下という。
0:29:08	ファンの評価をしまして、
0:29:11	いやは椎間 10 マイクロ超えてる場合ですね、こちらについては
0:29:18	各GMのほうへ通知を
0:29:22	RISまして、
0:29:25	この連絡をしまして、系統除染等の対応を行うかっていうところを各GMが判断して、
0:29:34	条件の対応を行った。
0:29:36	行ってまた以上年間 20mSvの評価をするというそういう流れをさない。
0:29:46	社内規定のほうで言うと定めることとしています。
0:29:53	おっしゃる通りそういうそういう意味で各GMと廃棄物管理チームとのやりとりというのは発生することになります。
0:30:03	以上です。
0:30:08	はい、先行炉も含めて、おんなじ掛目になっていて、
0:30:13	同じように、除染の手続きはあるはずなので同じですという
0:30:18	説明だと理解しましたので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:22	あともう一つ仰っ放射性廃棄物としてプラント以来の線があるとして、
0:30:31	放射性廃棄物として取り扱う場合の連絡といいますか、扱い。
0:30:37	各GMと。
0:30:40	廃棄物管理事務との間でどうなるんですか。
0:30:59	東京電力ウエノでございます。
0:31:04	その系統白の非があったのところでPLRとして判断するかというところが、ノーの場合ですね。
0:31:15	いえ、こちらにつきましては、やはり廃棄物管理、
0:31:22	NGEMから各チームみたい済まして言うと、今あるとしての判断が日だったよという、そういう結果を通知することになります。それも許さない規定のほうで定めることとしております。
0:31:43	はい、そうですかね。テフロンツカベせどちらかと上の方の菱形でプラント依頼によるものかというところで、Sに行った場合の取り扱い。
0:31:54	が33条側で読めますかという。
0:31:58	コメントです。
0:32:20	東京電力へとウエノでございます。
0:32:25	いつものプラント運転によるものかというところで、Esだった場合も、33条の第2項での評価結果としまして、
0:32:37	いえ。
0:32:39	ここについては、そのプラント運転についてによるものだっていうところで、
0:32:47	通知をすることになりますけれども、ここについても、社内規定のほうで定め定めめます。
0:32:56	以上でございます。
0:32:59	はい、規制庁のツカベです。そういう意味で、確かに。
0:33:03	廃棄物管理チームはトップという形で確認にフィードバックをするのかという中身がわかればわかる話なのかもしれませんけど。
0:33:14	今の共用部分長だと、そこはぎりぎりを見るか読めないかという形に
0:33:20	えりもかなと思います。ただ、状況としては、プラントと全く同じ安全だということですかね。
0:33:32	東京電力ウエノでというその通りでございます。以上です。
0:33:39	はい、規制庁ツカベです。私からの質問は以上です。
0:33:49	富士山から何かありますか。
0:33:53	特にありません。
0:33:57	おい。
0:33:58	そうしたらこれはあれですかねもう1回資料をちょっと修正する箇所がROで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:08	ちょっと
0:34:10	もう1回ヒアリングですかねこれでしょ。
0:34:15	ツカベですけど、ヒアリングはもう
0:34:18	いいのかなと思います。
0:34:22	じゃあ、これは修正をいただいてちょっと一度提出いただくことでよろしいですかね。
0:34:32	東京電力さんいかがですか。すいません。
0:34:36	はい、東京でそれで結構です。
0:34:38	すみません、東京電力ウエノでございます。
0:34:41	修正する箇所といたしましては
0:34:45	聞いてもらった先ほどのフローのひし形三つ並んでるところですね。うん。このそういう流れのところを補足説明資料のほうで一等地記載を集計化していただきます。
0:35:01	水位差という東京電力コクブですいませんということから失礼します。今の確認なんです、今先ほどのコメントいただきましてそれぞれの菱形の横測定が幾つかあるということでしたので、
0:35:16	それぞれの測定をどういう測定をするのかというところを補足説明資料の中にちょっと追記をさせていただくという解釈をしておりますが、それでよろしかったでしょうか。維持確認やります。
0:35:28	静聴ツカベレセプト特定の個人店を逆にやらなくてその1回の測定例、こういう判断をしますという逆の説明をしていただければいいと思います。
0:35:41	II東京電力コクブです。別途測定によって何を何を判断するのに人の測定をご提示行うのかということを確認にしたいと思います。
0:35:52	はい、わかりました。それとミキヤの条文のほうの先ほどの条文の修正こちらから提示させていただきましたが、先ほどツカベさんのコメントいただきまして、またちょっと赤字のところを削除を元に戻すという形にしたいと思います。それでよろしかったでしょうか。一応確認です。
0:36:10	規制庁使うですと、私はそれでいいかなと思ってます。
0:36:18	活動ですよね。はい、スプリングオオツカですけれども、すいません何度もすみませんコメントいただきましたので先ほどの中性の方向で資料直してなおし次第をそちらにお持ちして1、
0:36:34	指定だったらまたヒアリングで説明させていただくっていうのはそういう流れで理解いたしました。よろしくお願いします。
0:36:44	はい、じゃあそれでミキヤですけれども、はい、そのように進めたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:50	その他規制庁側からはよろしいですかね。
0:36:55	東京電力さんから何かありますか。
0:37:00	はい現地調査関係の少しお話ができるだろうと思うんですけどそれはこの後のほうがよいということですね。
0:37:07	そうですね。ヒアリングはヒアリングで終わりにしたいと思います。
0:37:12	はい。こちらから特に追加で説明する事項ございません以上です。
0:37:19	はい、じゃあこれでヒアリング終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。